

京都市告示第335号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路を変更したので，法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し，同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成17年10月7日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 道路の名称

3・3・128号 久世北茶屋線， 3・5・116号 山陰街道

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

西京区川島六ノ坪町の一部

(2) 廃止する部分

南区久世高田町，西京区川島六ノ坪町，川島菟田町，川島松ノ木本町，川島滑樋町及び下津林水掛町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)